
令和3年度 土壌汚染の未然防止及び対策に 関する説明会

横浜市 環境創造局
水・土壌環境課

1

令和3年度の土壌汚染の未然防止及び対策に関する説明会を始めます。

目次



1 説明会のねらい

2 事業者が行う手続き

土壌汚染の原因となる特定有害物質とは
特定有害物質を使用しているときの手続き
特定有害物質の使用をやめたときの手続き
調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き
事業所（跡地）で工事をするときの手続き

3 業種ごとの手続き事例

クリーニング業
めっき業

4 皆様へのお願い

2

説明会の内容です。

今年度は、事業者の皆様が関わる可能性の高い手続きに絞って説明します。

また、手続きの流れを具体的にイメージしやすくなるよう、業種ごとの手続き事例についても説明します。

目次



1 説明会のねらい

2 事業者が行う手続き

土壌汚染の原因となる特定有害物質とは
特定有害物質を使用しているときの手続き
特定有害物質の使用をやめたときの手続き
調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き
事業所（跡地）で工事をするときの手続き

3 業種ごとの手続き事例

クリーニング業
めっき業

4 皆様へのお願い

3

まず、説明会のねらいです。

説明会のねらい



土壤汚染に関する主な手続きを知る

業種ごとの事例をもとに、
土壤汚染に関する手続きの流れを知る

今回の説明会では、全ての手続きについてではなく、事業者の方々が関わる可能性が高いものについてご紹介しています。
ほかの手続きや手続きの詳細な内容については、市のホームページや令和2年度の説明会動画をご覧ください。

4

説明会のねらいは2つあります。

一つ目が、土壤汚染に関する主な手続きを知ることです。

二つ目が、業種ごとの事例をもとに、土壤汚染に関する手続きの流れを知ることです。

なお、今回の説明会では、全ての手続きについてではなく、事業者の方々が関わる可能性が高いものについてご紹介しています。

ほかの手続きや、手続きの詳細な内容については、市のホームページや令和2年度に実施した説明会の動画をご覧ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/>)

目次



1 説明会のねらい

2 事業者が行う手続き

土壌汚染の原因となる特定有害物質とは
特定有害物質を使用しているときの手続き
特定有害物質の使用をやめたときの手続き
調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き
事業所（跡地）で工事をするときの手続き

3 業種ごとの手続き事例

クリーニング業
めっき業

4 皆様へのお願い

5

それでは、本題に入ります。

目次



1 説明会のねらい

2 事業者が行う手続き

土壌汚染の原因となる特定有害物質とは
特定有害物質を使用しているときの手続き
特定有害物質の使用をやめたときの手続き
調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き
事業所（跡地）で工事をするときの手続き

3 業種ごとの手続き事例

クリーニング業
めっき業

4 皆様へのお願い

6

手続きの説明に入る前に、事業所でよく使われ、規制の対象となる物質について説明します。

土壤汚染の原因となる 特定有害物質とは



特定有害物質

土壤に含まれることに起因して
健康被害を生ずるおそれがある26物質のこと

土壤汚染のリスクの例

- 土壤汚染が存在する土地の周辺で
地下水を飲むための井戸や蛇口が存在する場合
- 砂場遊びをしているときに手についた土壌や
風で飛び散った土壌が直接口に入る場合



7

土壤汚染の原因となる特定有害物質とは、土壤に含まれることに起因して健康被害を生ずるおそれがある 26物質のことを言います。

考えられるリスクの例としては、土壤汚染が存在する土地の周辺で地下水を飲むための井戸や蛇口が存在する場合や、砂場遊びをしているときに手についた土壌や風で飛び散った土壌が直接口に入る場合があります。

土壤汚染の原因となる 特定有害物質とは



揮発性 有機化合物 (第1種特定有害物質)	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、 1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、ベンゼン、 テトラクロロエチレン（パークレン）（洗濯）、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン（洗濯）
重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物（金属加工）、 シアン化合物（金属加工）、 水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、 ふっ素及びその化合物（写真現像）、 ほう素及びその化合物（写真現像）
農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン、チウラム、チオベンカルブ、 ポリ塩化ビフェニル（PCB）、有機りん化合物

※赤文字：比較的使われることの多い特定有害物質（用途）

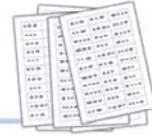
8

特定有害物質の一覧がこちらです。

これらの特定有害物質のうち、比較的使われることの多い物質として、洗濯業のドライクリーニングで使用されているテトラクロロエチレン（別名パークレン）や、トリクロロエチレン
金属加工業のめっき処理で使用される六価クロム、シアン
写真現像業の現像液で使用されるふっ素、ほう素
などが挙げられます。

これらの物質を現在使っている、又は過去に使っていた事業者の方々は、土壤汚染に関する手続きが必要になる可能性が高いため、特にご注意ください。

事業者が行う主な手続き



- ① 特定有害物質を使用しているときの手続き
- ② 特定有害物質の使用をやめたときの手続き
- ③ 調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き
- ④ 事業所（跡地）で工事をするときの手続き

9

これらの特定有害物質を使用等している事業所の主な手続きは4つあります。

1つ目が、特定有害物質を使用しているときの手続き。

2つ目が、特定有害物質の使用をやめたときの手続き。

3つ目が、調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き

4つ目が、事業所又は事業所跡地で工事をするときの手続き。

です。

これから、それぞれの手続きについて、ひとつずつ説明していきます。

事業者が行う主な手続き



- ① 特定有害物質を使用しているときの手続き
- ② 特定有害物質の使用をやめたときの手続き
- ③ 調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き
- ④ 事業所（跡地）で工事をするときの手続き

10

まず、特定有害物質を使用しているときの手続きについて説明します。

特定有害物質を使用しているときの 手続き



特定有害物質の使用に関する記録と土地所有者への送付

(横浜市生活環境の保全等に関する条例第64条)

- ・ 特定有害物質を使用中、又は過去に使用していた事業所は、
特定有害物質の使用状況等を調査し記録する義務あり。
- ・ 事業者と土地所有者が異なる場合は、
記録の写しを土地所有者に送付する義務あり。

記録する事項	薬品の種類、使用量、保管場所、 廃棄物の発生状況、排出経路等
記録をする頻度	毎年1回以上
土地所有者への 送付頻度	毎年1回

11

事業所で特定有害物質を使用している場合、又は過去に使用していた場合は、物質の使用に関する記録をする義務があります。

また、事業者と土地所有者が異なる場合は、記録の写しを土地所有者に送付する義務もあります。

表にあるように、記録をするのは、薬品の種類、使用量、保管場所等や廃棄物の発生状況、排出経路等です。

調査頻度は毎年1回以上です。

また、土地所有者への送付頻度は毎年1回です。

事業者が行う主な手続き

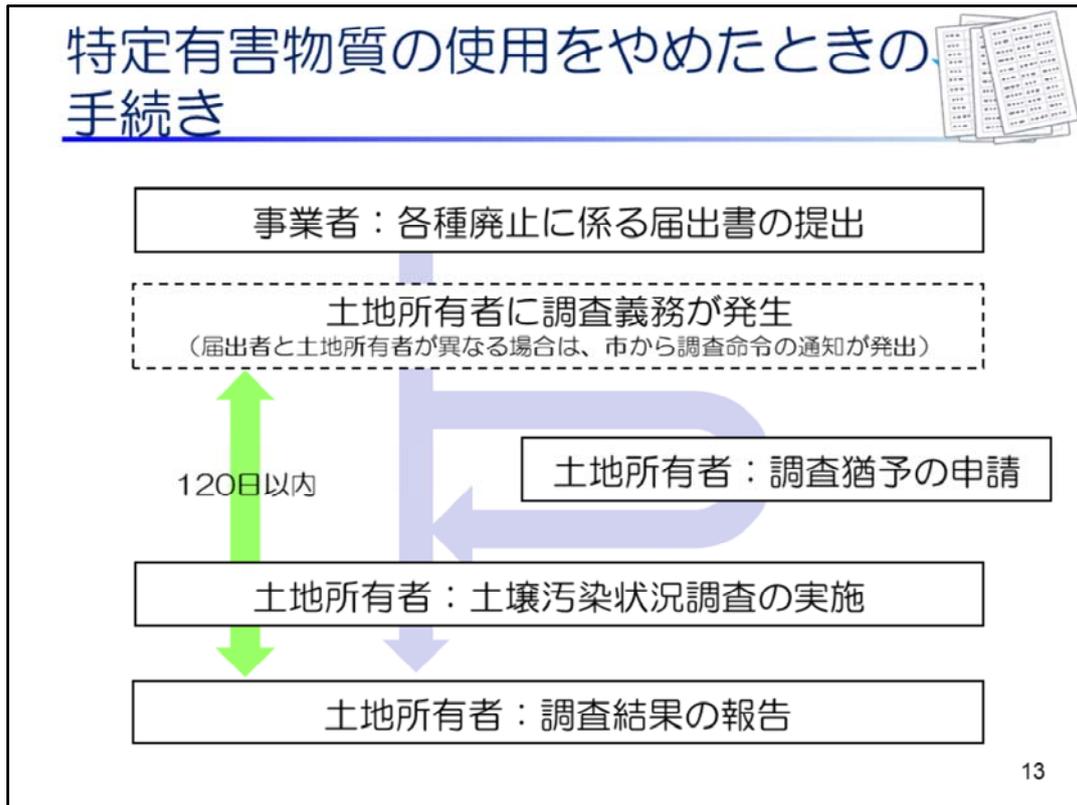


- ① 特定有害物質を使用しているときの手続き
- ② 特定有害物質の使用をやめたときの手続き
- ③ 調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き
- ④ 事業所（跡地）で工事をするときの手続き

12

続いて、特定有害物質の使用をやめたときの手続きです。

特定有害物質の使用をやめたときの 手続き



13

特定有害物質の使用をやめたときは、図に示したような手続きが必要となります。

まずは、事業者が特定有害物質を使用等する特定施設や事業所の廃止の届出書を提出します。

すると、土地所有者に土壌汚染の調査の義務が発生します。

その際、事業者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者に対して市から調査命令の通知が発出されます。

そして土地所有者は、調査義務の発生後120日以内に調査を実施して報告を行うか、調査猶予の申請を行わなければなりません。

特定有害物質の使用をやめたときの 手続き ～特定施設・事業所の廃止時～



下記のような場合は水質汚濁防止法または下水道法に基づく届出が必要です。

特定施設の廃止の例

- 施設を撤去する、事業所を廃止する
- 洗濯業を行っていたが、取次のみに変更する
- 研究用流し台を生活用流し台としてのみ利用とする
- 特定施設があった部屋を施設を用いない事務所としてのみ利用する
- 特定施設を更新する

特定施設の構造変更の例

- クリーニング業において、パークレン（テトラクロロエチレン）から石油系溶剤に変更する

他の場合であっても、特定施設に変更を加える場合はご相談ください。

14

特定施設の使用をやめる際は水質汚濁防止法または下水道法に基づく届出が必要になりますが、施設を撤去する際や事業所の廃止の際以外にも届出が必要となる場合があります。

例として、洗濯業を行っていたが、洗浄施設の使用をやめ、取次のみに変更する場合、研究用流し台を生活用流し台としてのみ利用する場合、特定施設があった部屋を施設を用いない事務所としてのみ利用する場合、特定施設を更新する場合などがあります。

また、特定施設で使用等する有害物質を変更する場合、例えばクリーニング業において、パークレンから石油系溶剤に変更する場合は特定施設の構造変更にあたるため、届出が必要となります。

今回挙げた例は一部ですので、特定施設に変更を加える場合はご相談ください。

特定有害物質の使用をやめたときの 手続き ～調査猶予の申請～



調査の猶予

- 要件を満たす場合、土地所有者は調査の猶予を受けられる場合があります。
- 猶予を受けても調査の義務が無くなるわけではなく、**将来的には土地所有者が調査する必要があります。**

猶予のための要件（次のいずれかを満たすこと）

要件①

引き続き工場又は事業所の敷地として利用されること。



要件②

小規模な工場又は事業所において、事業用の建築物と設置者の居住用の建築物とが同一又は近接して設置されており、かつ、設置者が引き続き居住する建築物の敷地として利用されること。



15

調査義務が生じた際、条件を満たすと土地所有者は今すぐに調査を行わないよう猶予を受けることができる場合があります。

なお、調査の義務が無くなるわけではなく、将来的に調査する必要があることに注意が必要です。

調査猶予の要件は表の通りです。

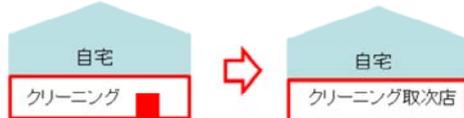
次のページでは、具体的な事例について説明します。

調査猶予の申請の事例



【クリーニング業Aの事例】

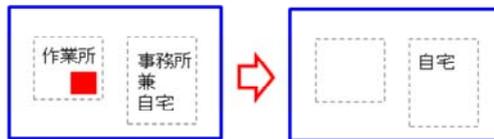
ドライ機（特定施設…洗浄施設 ■ ）を廃止
→クリーニングの取次店として営業



要件①に該当

【めっき業Bの事例】

めっき施設（特定施設…電気めっき施設 ■ ）を廃止
→事務所兼自宅としていた場所に継続して住み続ける



要件②に該当

こんな事例は猶予できるか？など質問があればお問合せください。

16

調査猶予の例を紹介します。

まずクリーニング業Aの場合です。

この事業所はパークレンを使用していたドライ機を廃止し、取次店として営業します。

この場合、引き続き工場又は事業所の敷地として利用されること、という要件①に該当するため、調査の猶予が可能です。

次はめっき業Bの事例です。

この事業所では六価クロムを使用していた電気めっき施設を廃止し、事務所兼自宅としていた場所に継続して住み続けます。

この場合、小規模な工場又は事業所において、事業用の建築物と設置者の居住用の建築物とが同一又は近接して設置されており、かつ、設置者が引き続き居住する建築物の敷地として利用されること、という要件②に該当するため、調査の猶予が可能です。

個別の事例については、当課までお問合せください。

事業者が行う主な手続き

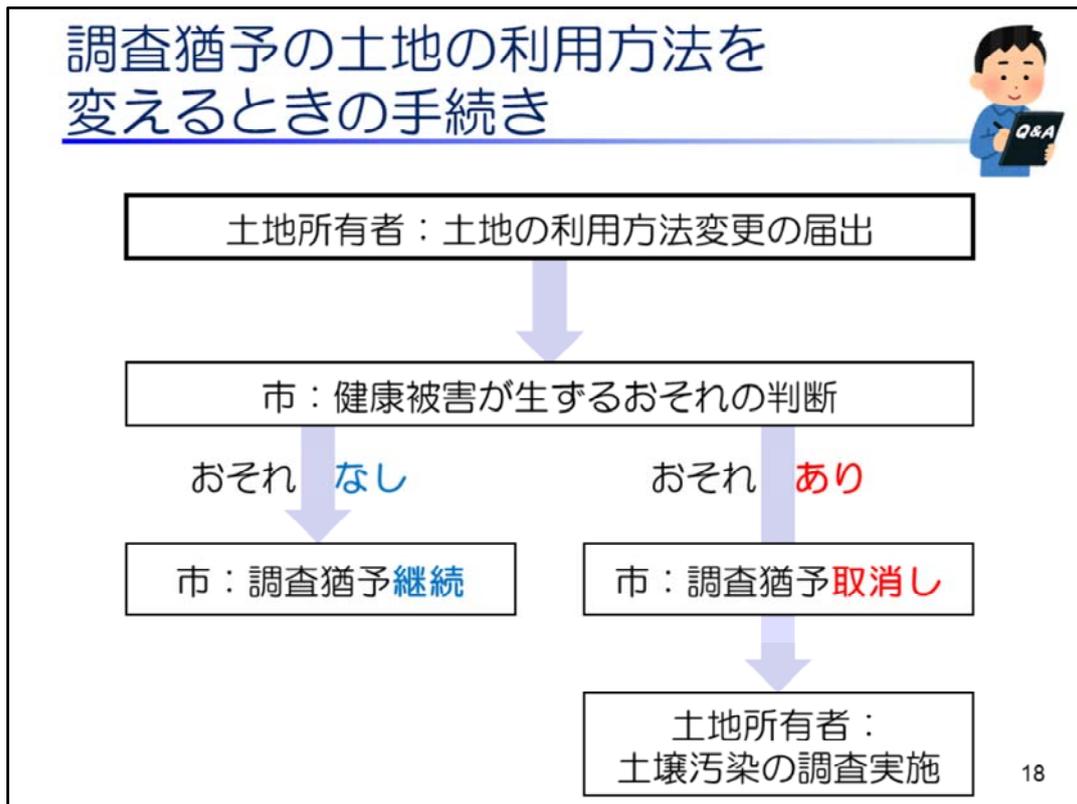


- ① 特定有害物質を使用しているときの手続き
- ② 特定有害物質の使用をやめたときの手続き
- ③ 調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き
- ④ 事業所（跡地）で工事をするときの手続き

17

次は、調査猶予を受けている土地において、土地の利用方法を変えるときの手続きです。

調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き



調査猶予を受けた土地であっても、土地の利用方法を変えるときにあらかじめ届出が必要になります。

土地の利用方法の変更の例として、調査猶予を受けためっき工場の敷地が売却され、住宅地として利用される場合などが挙げられます。

市が確認した結果、土地の利用方法が変わることにより人の健康被害が生ずるおそれがある場合は、調査猶予が取り消されることとなります。

調査猶予を受けためっき工場だった敷地が売却され、住宅地として利用される場合、めっき工場の敷地として一般の人が立ち入ることができない状態から、住宅地として一般の人が立ち入ることができる状態に変わります。これにより健康被害が生ずるおそれがあることから、調査猶予が取り消され、調査を行わなければならないこととなります。

事業者が行う主な手続き



- ① 特定有害物質を使用しているときの手続き
- ② 特定有害物質の使用をやめたときの手続き
- ③ 調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き
- ④ **事業所（跡地）で工事をするときの手続き**

19

最後に、事業所又は事業所跡地で工事をするときの手続きです。

事業所（跡地）で工事をするときの 手続き



事前届出

工事着手の**30日前まで**に届出を行う必要があります。

届出要件

特定有害物質使用等事業所（①）か、
それ以外の土地（②）かによって異なります。

	土地の状態	届出が必要な 工事面積	義務
①	特定有害物質を使用等する 事業所 （調査猶予を受けた事業所 を含む）	面積によらない	掘削部分の土壌を調査
②	①以外の場所	2,000㎡以上	掘削部分の土壌を調査 （有害物質使用の履歴が 確認された場合）

※届出の除外要件等が適用される場合もあるため、詳細はご相談ください。

20

事業所又は事業所跡地で工事をする場合、工事着手の30日前までに届出を行う必要がある場合があります。

届出が必要かどうか判断する際には、表を参考にしてください。

届出要件は、表の①、②と分けているとおり、工事をしようとする土地が特定有害物質を使用等する事業所であるかどうかによって異なりますので、ご注意ください。

事業所（跡地）で工事をするときの 手続き～届出後の流れ～



事業者：届出要件に該当するか確認

事業者：土地の形質変更届出書の提出

有害物質使用の履歴が確認された場合

土地所有者：土壤汚染状況調査の実施

土地所有者：調査結果の報告

この部分は事業者（＝工事をしようとする者）が行います。 この部分は土地所有者が行います。 21

前のページの届出要件に該当する場合は、工事をしようとする者が届出書を提出します。

届出された土地について、特定有害物質の使用等の履歴が確認された場合は、土壤汚染状況調査を行うよう、市から土地所有者に命令が発出されます。

その後、土地所有者が調査を実施して報告を行うこととなります。

目次



1 説明会のねらい

2 事業者が行う手続き

土壌汚染の原因となる特定有害物質とは
特定有害物質を使用しているときの手続き
特定有害物質の使用をやめたときの手続き
調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き
事業所（跡地）で工事をするときの手続き

3 業種ごとの手続き事例

クリーニング業
めっき業

4 皆様へのお願い

22

ここまで、事業者が行う手続きについて紹介しました。

ここからは、手続きの具体例について、クリーニング業とめっき業を例として説明します。

目次



1 説明会のねらい

2 事業者が行う手続き

土壌汚染の原因となる特定有害物質とは
特定有害物質を使用しているときの手続き
特定有害物質の使用をやめたときの手続き
調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き
事業所（跡地）で工事をするときの手続き

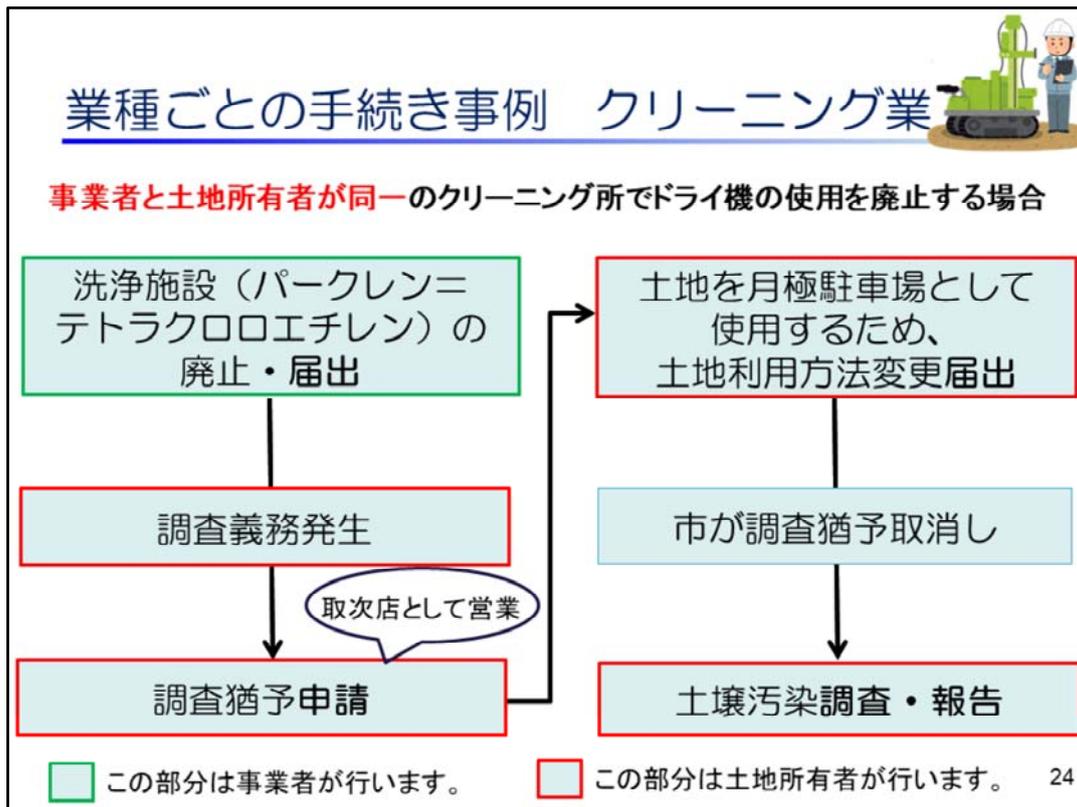
3 業種ごとの手続き事例

クリーニング業
めっき業

4 皆様へのお願い

23

まず、クリーニング業についてです。



例として、事業者と土地所有者が同一のクリーニング所で、ドライ機の使用を廃止する場合です。

まず、事業者である土地所有者がドライ機、つまり洗浄施設の廃止届を提出する必要があります。

すると、事業者である土地所有者に土壤汚染の調査義務が発生します。事業者と土地所有者が異なる場合は、横浜市から土地所有者宛てに、土壤調査をするよう通知が発出されます。

ここで、ドライ機の使用はやめたものの、洗濯物の取次の仕事は続けることから、事業者である土地所有者は調査猶予の申請を行うこととしました。

次にフローの右上部分です。

それから数年後、事業者である土地所有者は取次の仕事をやめ、跡地を月極駐車場として使用したいと考えたため、土地の利用方法変更届出を出すことにしました。

ここで、クリーニング所から月極駐車場に利用方法が変わり、その土地に人が自由に立ち入ることができる状況に変化することから、調査猶予が取り消されることとなります。

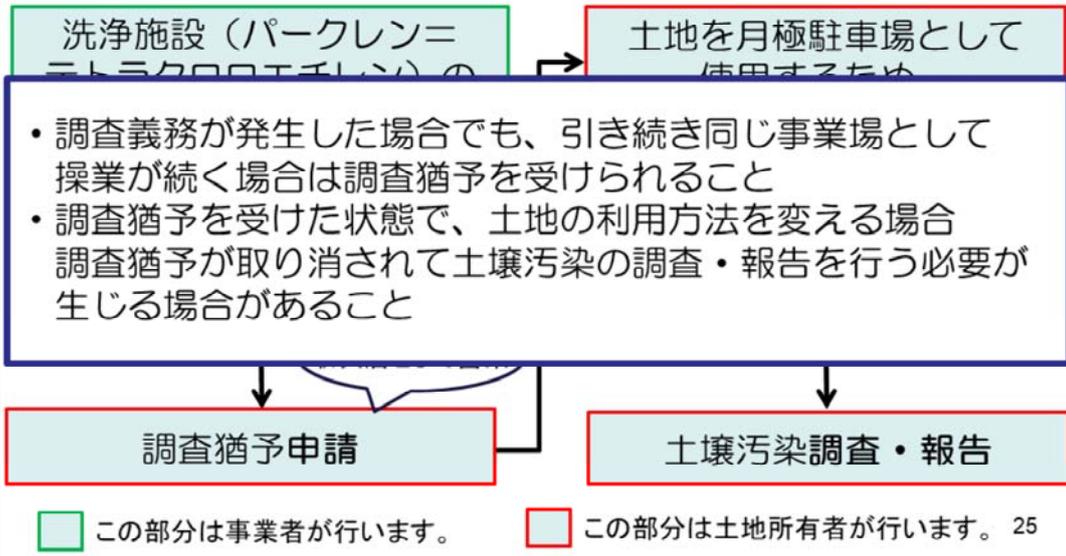
結果として、土壤汚染を調査し報告する義務が再度生じることになったため、事業者である土地所有者は調査のための手続きを進めることになりました。

以上が、クリーニング業の事例です。

業種ごとの手続き事例 クリーニング業



事業者と土地所有者が同一のクリーニング所でドライ機の使用を廃止する場合



ここでは

- 調査義務が発生した場合でも、引き続き同じ事業場として操業が続く場合は調査猶予を受けられること
 - 調査猶予を受けた状態で、土地の利用方法を変える場合、調査猶予が取り消されて土壤汚染の調査・報告を行う必要が生じる場合があること
- をおさらいしました。

目次



1 説明会のねらい

2 事業者が行う手続き

土壌汚染の原因となる特定有害物質とは
特定有害物質を使用しているときの手続き
特定有害物質の使用をやめたときの手続き
調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き
事業所（跡地）で工事をするときの手続き

3 業種ごとの手続き事例

クリーニング業
めっき業

4 皆様へのお願い

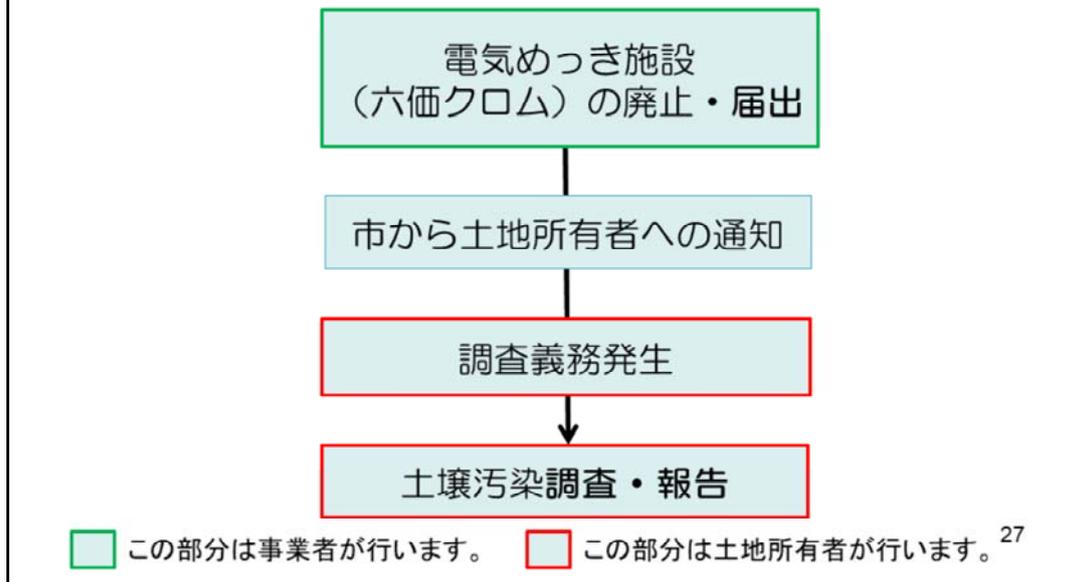
26

次に、めっき業についてです。

業種ごとの手続き事例 めっき業



事業者と土地所有者が異なり、めっき工場で電気めっき施設を廃止する場合



例として、事業者と土地所有者が異なるめっき工場で、六価クロムを使用する電気めっき施設を廃止する場合があります。

まず、事業者が電気めっき施設の廃止届を提出する必要があります。

事業者と土地所有者が異なるため、横浜市から土地所有者へ、土壌調査を行わなければならない旨を通知します。

事業者と土地所有者が同一であれば、通知はされません。

すると、土地所有者に土壌汚染の調査義務が発生します。

土地所有者は、調査猶予を受けることも考えましたが、めっき工場が解体され、スーパーマーケットとして利用される予定のため、猶予を受けることはできないと判断し、土壌汚染を調査し報告することとしました。

めっき工場が解体され、土地の利用方法が変わり、その土地に人が自由に立ち入ることができる状況に変化する場合は、調査猶予を受ける要件に当てはまらないことから、調査猶予を受けられないこととなります。

以上が、めっき業の事例です。

業種ごとの手続き事例 めっき業



事業者と土地所有者が異なり、めっき工場で電気めっき施設を廃止する場合

電気めっき施設
(六価クロム)の廃止・届出

- ・事業者と土地所有者が異なる場合、調査義務がかかるのは土地所有者であること
- ・有害物質の使用をやめた後に、土地の利用方法が変わる場合は、調査猶予を受けられない場合があること

↓
土壌汚染調査・報告

□ この部分は事業者が行います。 □ この部分は土地所有者が行います。²⁸

ここでは

- ・事業者と土地所有者が異なる場合、調査義務がかかるのは土地所有者であること
 - ・有害物質の使用をやめた後に、土地の利用方法が変わる場合は、調査猶予を受けられない場合があること
- をおさらいしました。

目次



1 説明会のねらい

2 事業者が行う手続き

土壌汚染の原因となる特定有害物質とは
特定有害物質を使用しているときの手続き
特定有害物質の使用をやめたときの手続き
調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き
事業所（跡地）で工事をするときの手続き

3 業種ごとの手続き事例

クリーニング業
めっき業

4 皆様へのお願い

29

最後に、皆様へのお願いです。

事前相談・打合せの際のお願い



事前に予約（アポイント）を

電話での事前予約に御協力ください。
1つの届出につき30分～2時間程度必要となります。

初回は、利害関係者も同席を

指定調査機関の方だけでなく、施設の設置者や土地所有者も同席されると届出内容等の話もでき、話がスムーズに進みます。

早めに準備を

届出等の提出は準備や関係者との調整に想定よりも時間がかかるケースがありますので、早めに相談や届出などをお願いします。

30

事前相談や打合せの際のお願いが3点あります。

まず、窓口でお待たせしないために、電話での事前予約に御協力ください。

次に事業者の皆様のほかに関係のある方がいる場合は、それらの方々も同席されると話がスムーズに進みます。同席のご検討をお願いします。

最後に、早めの準備のお願いです。届出等の提出は準備や関係者との調整に想定よりも時間がかかるケースがありますので、早めに対応していただくようお願いいたします。

最後までご視聴いただき、
ありがとうございました。

横浜市 環境創造局 水・土壌環境課

住所：横浜市中区本町6-50-10（市庁舎27階）

電話番号：045-671-2494

ホームページアドレス：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/>

31

令和3年度の土壌汚染の未然防止及び対策に関する説明会は以上です。
ご不明な点は水・土壌環境課までお問合せください。

最後までご視聴いただき、ありがとうございました。